坂出市特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況および女性の職業選択に資する情報の公表

（令和 8 年 7 月公表）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 19 条第 6 項に基づく、特定事業主行動計画の実施状況および同法第 21 条の規定に基づく、女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

１．　女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する事項

１）職員の男女の給与の差異【必須項目】…別資料にて公表

２）課長級以上の女性職員の割合（各年 4 月 1 日現在）【必須項目】

	R7 年度	特定事業主行動計画 目標値
割合	20.0%	25.0%

【説明欄】

R6 年度の課長級以上の女性職員の割合は 16.4% なお、令和 7 年度の全職員（正規）の女性職員割合は 50.4%（病院含む）

３）各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（各年 4 月 1 日現在）

【必須項目】

区分	R7 年度
部長級	8.3%
課長級	22.9%
課長補佐級	38.2%
係長級	43.4%

【説明欄】

令和 6 年度のそれぞれの割合は、部長相当 7.1%　　課長相当 19.1% 課長補佐相当 38.1%　係長相当 42.6%

４）採用した職員における女性職員の割合

区分	R７年度	特定事業主行動計画 目標値
事務	57.9%	50%
保育・教諭	100%	
保健師	―	
技術	20%	
技能労務	―	
消防	50%	

２．職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する事項

１）男女別の育児休業取得率および男女別の育児休業の取得期間の分布状況

【必須項目】

【男女別の育児休業取得率】

（１）常勤職員

区分	R7 年度	特定事業主行動計画 目標値
男性	100%（8/8）	85%
女性	100%（9/9）	

（２）会計年度任用職員

区分	R7 年度
男性	―
女性	100%（5/5）

【男女別の育児休業の取得期間の分布状況】

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満				
1週間以上2週間未満				
2週間以上1月以下	12.5%（1/8）			
1月超3月以下	25%（2/8）			
3月超6月以下	50%（4/8）			
6月超9月以下				20%（1/5）
9月超12月以下	12.5%（1/8）	11.1%（1/9）		60%（3/5）
12月超24月以下		33.3%（3/9）		20%（1/5）
24月超		55.6%（5/9）		

【説明欄】

会計年度任用職員の男性に子が誕生した者は無し
令和7年度における正規の育休取得率は男女とも100%

2）管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間　【必須項目】

区分	R7年度	特定事業主行動計画 目標値
内部部局等	15.7時間/月	14.6時間以下
内部部局等以外	14.2時間/月	14.1時間以下

【説明欄】

内部部局等以外・・・議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、市立病院

3）離職率

区分	R7年度
男性職員	1.9%
女性職員	2.3%

３．特定事業主行動計画の取組状況

１）ハラスメント等防止のための取組状況

・坂出市職員のハラスメントの防止等に関する規則（H11.4.1 施行）を制定

・ハラスメント苦情窓口を総務部職員課に設置

・職員に対しハラスメントに関する研修を毎年実施（R8.2.5 課長補佐級対象）

２）女性の健康上の特性に係る取組

・人間ドック対象外職員の子宮頸がん検診の実施（R7 年度 30 名受診）